

みなとプレミアム普通預金(段階金利型普通預金)に関する特約

段階金利型普通預金については、普通預金規定(または総合口座取引規定)に加え、この特約を適用します。なお特段の定めのない限り、普通預金規定(または総合口座取引規定)における定義はこの特約においても適用されるものとします。

1. (みなとプレミアム普通預金)

みなとプレミアム普通預金は、段階金利型普通預金とプレミアムサービスから構成されます。

2. (段階金利型普通預金の利息)

(1) 段階金利型普通預金(以下「この預金」といいます。)の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

(2) 利率は毎日の最終残高に応じた当行所定の区分(以下「残高区分」といいます。)毎に当行が定めるものとします。なお、残高区分および利率は金融情勢に応じて変更します。

3. (この特約の解約)

普通預金規定(または総合口座取引規定)に定める事項のほか、この特約に違反した場合には、当行は預金者に通知することなくこの特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合、解約日より普通預金規定(または総合口座取引規定)のみがこの預金に適用されるものとします。

4. (プレミアムサービス)

(1) プレミアムサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、みなとプレミアム普通預金の預金者に対し、次のような各種サービスを提供するサービスをいいます。

① 預金者の取引内容に応じて、当行所定の各種手数料の優遇を利用できるサービス

② その他当行所定のサービス

また、本サービスを受けるのに必要な条件およびサービスの内容については、店頭のパンフレット等に記載します。

(2) 本サービスは、当行が「みなとICキャッシュカード」および「みなとプレミアム普通預金」の申込を受付し、所定の手続きを完了した時点から開始するものとします。

(3) 「みなとプレミアム普通預金」または「みなとICキャッシュカード」のうちのいずれかが解約された場合は、当行は本サービスを解約することがあります。

5. (口座管理手数料)

口座管理手数料は無料です。

6. (通帳発行形態の選択・変更)

(1) この預金口座の利用にあたっては、通帳非発行型と通帳発行型のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は変更することができるものとします。

(2) この預金口座を通帳非発行型にする場合(通帳発行型を通帳非発行型に変更する場合を含みます)通帳非発行型に変更する預金口座を確認のうえ、この預金口座を通帳非発行型とすることをお申し込みください。

(3) この預金口座を通帳非発行型に変更する場合には、通帳非発行型に変更する前の通帳については通帳非発行型に変更した時点で使用できなくなりますので、直ちに当店に提出してください。

(4) この預金を通帳非発行型から通帳発行型へ変更する場合は、この預金および前記(2)により通帳非発行型に変更した預金口座について通帳を再発行するものとし、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。また、前記(2)により通帳非発行型に変更した預金口座については、この特約が解約された場合も同様とします。

7. (通帳非発行方式の場合の特約)

(1) この預金口座を通帳非発行方式にする場合には、必ず①キャッシュカード発行・②みなとダイレクトバンキング申込が必要となります。

(2) 通帳非発行型の預金については、定期的なお取引明細の送付等はいりません。

(3) この預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または暗証番号)により記名押捺(または暗証記入)して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

(4) 前記(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

8. (その他)

商品内容、サービス内容、手数料等について、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更することがあります。

以上

ICキャッシュカード・みなとプレミアムカードをお申込の方のみお読みください。

【ICキャッシュカードのご利用に関する取扱い】

ICキャッシュカードについては、カード規定に加え、以下の取扱いを適用します。

なお、特段の定めのない限り、この規定における定義は本取扱いにおいても適用されるものとします。

1【ICキャッシュカードのご利用】

(1) ICチップでのお取引は、当行所定のATMでご利用いただけます。

(2) 磁気ストライプでのお取引は、前記(1)以外のATMでご利用いただけます。(※)

2【ご利用限度額】

磁気ストライプ及びICチップでのお取引のご利用限度額は、当行が定められた金額の範囲内で当行所定の方法により変更いただけます。

3【ICキャッシュカード発行手数料】

本申込書によるICキャッシュカードの申込について、当行所定の手数料(以下、「手数料」といいます)が必要となります。

4【その他】

ICキャッシュカードの商品内容、手数料等について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することがあります。

以上

みなとプレミアム普通預金は3にかかわらずICキャッシュカード発行手数料が無料です。

※ただし、一部提携金融機関等のATMで、ご利用いただけない場合があります。